

新計画

## 南丹市市民参加と協働の実施計画 令和5年度～令和7年度

---

(令和5.4.1現在)

## はじめに

地方公共団体に対し、それぞれの判断力やその責任において、地域実情にあった行政の推進の必要性が求められる昨今の社会情勢の中、市民が主体の魅力あるまちづくりを推進するにあたっては、市民それぞれの豊かな経験や知識を市政に生かし、市民と行政が協力しながら課題解決に取り組むことが必要になります。そして、それらの仕組みは現在、市民参加や協働という言葉で表現され、その実現は自分のまちのことは自分で決め、つくっていくという自治本来の姿の実現につながります。

南丹市では、平成 22 年 4 月 1 日に南丹市市民参加と協働の推進に関する条例を制定し、南丹市における市民参加と協働の定義や行政と市民それぞれの役割を定めました。

行政の役割の一つとしては、市民のみなさんが市政に参加しやすい環境をつくるため多様な市民参加の機会の確保と、市政情報を積極的に提供し市民のみなさんの意見や意向を施策等へ反映させることとしています。

本実施計画は、その役割を遂行するため、南丹市市民参加と協働の推進に関する条例第 11 条の規定に基づき作成するもので、市民参加の機会や協働の視点でみた事業の情報を市民の皆さまにお届けするものです。

## 目次

ページ番号	タイトル
1	第1章 この実施計画の位置付け 1. 実施計画作成の目的 2. 作成の方法 3. 計画の見直し
2	第2章 市民参加
3	(1) パブリックコメント
4	(2) 市民ワークショップ
5	(3) 審議会、委員会等による調査及び審議
12	(4) 意見交換会、公聴会、説明会、出前講座
15	(5) アンケート
16	(6) 共同研究
17	(7) 市民との協定
18	(8) その他の市民参加手続きの実施
19	第3章 協働
20	(1) 事業の委託
22	(2) 協働（共催）
23	(3) 協働（事業協力）
24	(4) 協働（支援・補助）
28	第4章 仕組み
29	(1) 情報の積極的な発信
30	(2) 意見交換の場や交流の仕組み
31	(3) ひと・もの・コトをつなぐ仕組み

# 第 1 章 この実施計画の位置付け

## 1. 実施計画作成の目的

本計画は「南丹市市民参加と協働の推進に関する条例」第 11 条の規定に基づき、市民が主体の魅力あるまちづくりを実現するため、まちづくりについて市民と行政と一緒に考え話し合う機会づくりや、市民がまちづくりに参画するための情報提供をまとめ公表するものです。

## 2. 作成の方法

本実施計画は、令和 5 年度から 7 年度の 3 年間を計画期間とし、「市民参加」と「協働」そしてそれらを推進するための「仕組み」の 3 つの構成により作成することとし、現在、市役所の各所属で実施されている又は今後実施が予定されている施策や事業についての現状と今後の計画等を調査し、それらを取りまとめ作成します。

## 3. 計画の見直し

本計画の実施状況は、南丹市市民参加と協働の推進に関する条例第 12 条に定める第三者委員会に報告を行うこととし、市民ニーズや市民参画と協働の推進状況において大きな変化があれば、必要に応じて見直しを行うこととします。

なお、各所属で実施予定の施策や事業については毎年調査を行い更新します。

## 第2章 市民参加

行政の施策等において、その企画立案から決定に至るまでの過程で市民が主体的にさまざまな意見を述べ、提案することで、市政に対して積極的・自主的に参加し、それらを反映させる仕組みをいいます。

### Citizen participation

市の制度や計画のほとんどは行政が主体的にその制定や樹立を行っていますが、市民のみなさんが主体の魅力あるまちを実現するためには、市民のみなさんの意見が市政に反映できる仕組みづくりが必要です。その仕組みである市民参加の実現は、現代社会の多様なニーズに対応し、それぞれが満足感の高い豊かなまちづくりにも繋がります。まずは、市民と行政がそれぞれに力を入れすぎず、構えず、気軽な相談や意見交換ができる環境づくりが必要です。

#### 1. 市民参加の手続

南丹市市民参加と協働の推進に関する条例により市民参加の手続を次に掲げるとおりとし、積極的に推進します。

- (1) パブリックコメント制度の活用を積極的に進めます。
- (2) ワークショップ委員を公募し、計画策定への参画を積極的に進めます。
- (3) 審議会等への市民公募委員の参画を積極的に推進します。
- (4) 意見交換会、公聴会、説明会、出前講座を開催します。
- (5) ニーズ把握のためのアンケートを実施します。
- (6) 共同研究を積極的に進めます。
- (7) 市民との協定による新たなまちづくり施策等の実施を積極的に進めます。
- (8) その他市民の意見を市政に反映するための取組みを実施します。

## (1) パブリックコメント

施策等の企画立案に当たり、趣旨や目的などを公表し、計画を作成している最中に市民の意見を聞き、計画自体に反映させる手続きです。投稿用紙を市役所（本庁および各支所）窓口に設置するとともに、南丹市のホームページなど様々な広報媒体を活用し意見を求めます。

年度	名称	概要	前計画期間の実施時期	実施予定時期	意見を提出できる方	ご意見の提出方法	担当課
令和5年度	南丹市障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画	障がいのある人もない人も、ともに安心して暮らせるようにするため、障がい者施策の実現に向けた具体策を定めます。	R3.1～2	R6.1頃	市内に住所を有する方、市内に事務所、事業所を有する個人及び法人その他団体、事務所、事業所に勤務する、学校に在学する、市税の納税義務を有する方	郵便、ファクシミリ、電子メール、直接持参	社会福祉課

## (2) 市民ワークショップ

行政がさまざまな計画を立案する際に市民のみなさんと一緒に検討するための「ワークショップ」を開催しています。その際、ワークショップ委員を公募し、意見を求めます。

年度	名称	概要	前計画期間の 実施時期	実施予定時期	応募できる方	応募方法	担当課
計画なし							

### (3) 審議会、委員会等による調査及び審議

まちをよくするために行政が樹立するさまざまな計画などに市民のみなさんの意見が直接反映できるよう、事業の内容に応じて審議会などの付属機関を設置し、特に専門性を必要とする場合や個人情報を含む場合を除いて、その審議会や委員会を構成する委員の一般公募を推進しています。一般公募している事業等は次のとおりです。  
 ※審議会委員などへの参画を希望される方は、南丹市ホームページ審議会・委員会のページもしくはお知らせ版による募集の告知をご覧ください。直接担当課にお問い合わせください。

※特に資格や経験などの専門性を有する審議会や委員会については、一般的な公募を行うことなく条例や要綱の定めにより、関連する団体を通して委員を推薦いただき直接的に就任をお願いする場合があります。

(市民公募を行っている審議会等)

公募する年度	名称	概要	委員数 公募：条例 [全体：条例]	公募目標（前期実績）	任期 公募時期	応募資格	公募以外の委員	担当課
令和5年度 令和7年度	南丹市子ども・子育て会議	南丹市子ども・子育て支援事業計画の進行管理などを行います。	5人 〔20人〕	5人（5人）	任期2年 R5	1.南丹市内に住所を有する方 2.小学生以下の子どもの保護者又は子育て経験のある方 3.開催される会議に出席できる方 4.本市議会議員及び本市職員でない方	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、学識経験者等	子育て支援課
令和5年度	南丹市地域公共交通会議	地域の実情に応じた輸送サービスの実現に必要な事項の協議を行います。	22人 〔25人以内〕	若干名	任期：2年 公募時期： 令和5年7月	市内に住所を有する方又は市内に勤務する令和5年9月1日時点で満18歳以上の方で、市内の公共交通に関心をもち、会議において積極的に意見を述べていただける方。 ※高校生、南丹市議会議員、南丹市職員を除く	一般旅客自動車運送事業者、近畿運輸局京都運輸支局長、近畿運輸局京都運輸支局長、京都府南丹警察署等	地域振興課
令和5年度	南丹市環境パートナーシップ会議	第2次南丹市環境基本計画の具体的な取り組みについて、企画、実施、推進を図ります。	若干名 〔15人以内〕	10人（2人）	任期：2年 公募時期： 令和5年7月頃	1.市内に住所を有する18歳以上の方 2.環境の維持、保全、向上に熱意のある方 3.第2次南丹市環境基本計画の推進に積極的に協力いただける方	識見を有する方	環境課
令和6年度	南丹市健康まちづくり推進協議会	協議会は、住民の健康づくりと幸せなまちづくりのため総合的な方策を研究協議し、地域の実情に応じた対策に関し市長に助言し、その推進を図ります。	20人 〔20人以内〕	2人（1人）	任期2年 令和6年6月頃 予定	健康で幸せなまちづくりを南丹市で実践しておられる方	市議会議員、学識経験者、関係行政機関職員、健康推進に関係する住民組織等代表者、前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者	保健医療課
令和6年度	南丹市地域創生会議	南丹市人口ビジョン及び南丹市地域創生戦略に関し審議し、戦略に基づき実施した施策・事業を検証する。	若干名 〔10人以内〕	1人（1人）	任期：2年 公募時期： 令和6年6月頃	市内に在住、在勤又は在学する18歳以上の者（高校生を除く。）。ただし、本市の議会議員及び職員を除く。	産業界関係者、行政機関関係者、教育機関関係者、金融機関関係者、労働団体関係者、報道機関関係者、その他市長が必要と認める者	企画財政課

(現在公募を行っていないが、公募の導入を検討している審議会等)

名称	概要	全体委員数 〔条例〕	公募委員数の目標	現在の選任方法	担当課
南丹市文化センター運営審議会	南丹市内に設置した文化センター及び児童館の運営について調査、審議し運営の推進を図ります。	17人 〔20人以内〕	1人	自治会等地域住民団体の代表者、教育関係者、社会福祉関係者、学識経験者 等	人権政策課
南丹市行政評価推進委員会	市の実施する行政評価について、第三者の視点から調査、審議し、市長に改善案等を助言します。	一人 〔5人以内〕	一人	経営及び行政評価について、優れた見識を有する者	人事課

(専門性を有するなどの理由で公募を行っていない審議会等)

名称	概要	全体委員数 〔条例〕	公募を導入していない理由	受益者等当事者を公募 することの是非	選任方法	担当課
南丹市野生鳥獣対策運営協議会	南丹市における有害鳥獣の捕獲体制を確立し、円滑かつ適正な有害鳥獣捕獲活動を推進していきます。	20人 〔20人以内〕	委員を選任する際に専門知識を有する団体・個人を人選しているため	専門知識を有する団体・個人を専任しており、公募は考えていない。	南丹市猟友会、京都府南丹広域振興局農林商工部等行政職員、管内に所在の森林組合、農業団体、市議会議員、京都府緑の指導員、農業委員会委員、管内に所在の漁業協同組合	農山村振興課
南丹市の森林を考える会	市民共有の環境財産である森林を適切に管理し、住民が参画することで幅広い意見を反映させた森林づくりを目指していきます。	17人 〔20人以内〕	委員を選任する際に専門知識を有する団体・個人を人選しているため	専門知識を有する団体・個人を専任しており、公募は考えていない。	森林組合の役職員及び林業関係団体の代表者、林業従事者及び山林所有者、京都府関係機関等の行政職員	農山村振興課
南丹市農業振興推進協議会	農業の振興及び条件整備を図るため、農業政策に関し必要な施策について審議します。	13人 〔30人以内〕	農業施策に関する専門的な内容での協議を要するため、条例に掲げた組織等からの推薦者や、農業指導士等から選任し構成する。	当事者としても専門性を有する団体・個人の中から選任しており、公募は予定していない。	市農業委員会委員、農業団体役職員、土地改良区役職員、京都府関係機関、農業者、集落組織代表者、学識経験者等	農業推進課
南丹市民生委員推薦会	民生委員法施行令第7条の規定に基づき、民生委員推薦会規則を定め推薦会を実施します。民生委員の確保のため必要です。	14人 〔14人〕	審議内容が個人情報であり、有資格者等専門的な委員での審議をしているため。	専門知識を有する団体から選出いただいております、公募は考えていません。	市議会議員、民生委員、社会福祉事業実施者、社会福祉関係団体代表者、教育関係者、行政職員、学識経験者	福祉相談課
南丹市地域福祉計画推進委員会	南丹市地域福祉計画の推進を図るため、進捗状況の把握に関すること、方策の検討、見直しに関することを協議し地域福祉を推進します。	20人 〔30人以内〕	専門的な方、地域福祉活動団体代表者等、参加いただきたい関係機関に推薦依頼し、選出いただいているため。	専門知識を有する団体・地域福祉に関する市民組織から選出いただいております、公募は考えていません。	学識経験者、市民組織代表者、社会福祉関係者、警察消防関係者、行政関係者等	福祉相談課
南丹市権利擁護・成年後見センター運営委員会	南丹市の成年後見制度の利用促進及び適切な事業運営を確保するため、センター運営に関すること及び市の成年後見制度の利用促進に関することを協議し助言を行います。	6人 〔10人以内〕	専門性を有する協議であり公募は行わない	専門職団体及び専門知識を有する団体から選出いただいております、公募は考えていません。	弁護士、司法書士、社会福祉士、学識経験者	福祉相談課

名称	概要	全体委員数 〔条例〕	公募を導入していない理由	受益者等当事者を公募 することの是非	選任方法	担当課
南丹市国民健康保険運営協議会	市長の諮問に応じて、次の各号に掲げる事項を審議します。 1.一部負担金の負担割合に関すること。 2.保険税に関すること。 3.保険給付の種類及び内容の変更に関すること。 4.保健事業の実施大綱の策定に関すること。 5.前各号に定めるもののほか、市長が国民健康保険の運営に関し重要と認める事項	13人 〔13人〕	専門的な協議会のため、国民健康保険被保険者代表等、参加いただきたい関係機関に推薦依頼し、選出いただいているため。	専門知識を有する団体から選出いただいております。公募は考えていません。	被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員、公益を代表する委員、被用者保険等被保険者を代表する委員	市民課
南丹市いじめ防止等対策委員会	いじめの防止等のための対策について調査審議し、及び教育委員会の諮問に応じ意見を答申、法第28条第1項の規定による調査を行います。	5人 (10人以内)	専門性が必要なため。	個人情報を行うため、公募は行わない。	法律、教育、心理等必要な専門知識を有する者、その他教育委員会が必要と認める者	学校教育課
南丹市情報公開審査会	情報公開決定等に係る審査請求があったときの市長等からの諮問に応じて調査審議し、答申を行います。	4人 〔5人以内〕	会議の内容が情報公開決定等に係る審査請求に関する調査、審議であり、専門的な知識経験を有する方に依頼をしているため。	機密や守秘義務に関する案件を扱う審査会のため、受益者等を公募する選定方法は、馴染まない。	知識経験を有する者	総務課
南丹市個人情報保護審議会	個人情報開示決定等に係る審査請求があったときの市長等からの諮問に応じて調査審議し、答申を行う等、南丹市個人情報保護審議会条例の規定により審議会が所管することとされた事務を行います。	4人 〔7人以内〕	会議の内容が個人情報開示決定等に係る審査請求に関する調査、審議等であり、専門的な知識経験を有する方に依頼をしているため。	個人情報を扱う審査会のため、受益者等を公募する選定方法は、馴染まない。	知識経験を有する者	総務課
南丹市行政不服審査会	行政不服審査法に基づく審査請求があったときの市長等からの諮問に応じて調査審議し、答申を行います。	5人 〔5人以内〕	会議の内容が審査請求に関する調査、審議であり、専門的な知識経験を有する方に依頼をしているため。	審査請求を扱う審査会のため、受益者等を公募する選定方法は、馴染まない。	知識経験を有する者	総務課
南丹市プロポーザル審査委員会	プロポーザル方式により業務等を受託する事業者の候補者を選定するため、選定を行う契約案件ごとに審査委員会を設置し、審査を行います。	(8人以内)	審査内容に関する専門的な知識経験を有する方に依頼する必要があるため。	専門知識を有する個人を専任する必要があり、公募は考えていません。	学識経験を有する者、市職員、その他市長等が必要と認める者	各担当課

名称	概要	全体委員数 〔条例〕	公募を導入していない理由	受益者等当事者を公募 することの是非	選任方法	担当課
南丹市指定管理者選定評価委員会	指定管理者の候補者選定等について、諮問を受け調査審議し、答申をします。	7人 (8人以内)	専門的な知識経験を有する方に依頼する必要があるため。	専門知識を有する個人を専任する必要があるため、公募は考えていない。	学識経験を有する者、市職員、その他市長が必要と認める者	総務課
南丹市環境審議会	南丹市の美しいまちづくり及び地球温暖化対策に関する審議等を行います。	10人 〔若干名〕	委員を選任する際に専門知識を有する団体・個人に就任いただく必要があるため。	公募の採用を検討したが、専門知識を有する団体・個人を選任する必要があるため、公募は行わない。	市内の各種団体の代表、学識経験を有する方、行政関係者	環境課
南丹市介護認定審査会	申請者の「基本調査にもとづく一次判定結果」「調査時の記述事項」「主治医による意見書」の内容をもとに審査・判定し、介護度等を判定します。	20人 〔20人以内〕	専門性を有するため公募は行わない。	引き続き専門性を有する者での組織化が必要である。	保健・医療・福祉の各分野に関する学識経験者	高齢福祉課
南丹市高齢者福祉センター運営委員会	南丹市高齢者福祉センターの運営について調査及び審議し運営の推進を図ります。	10人 〔15人以内〕	高齢者福祉センターがある地域の利用者に参加いただいている。また、参加いただきたい関係機関にも推薦依頼をし、選出いただいているため。	受益者＝各センターがある地域の利用者に参加いただいているため、現在のところ、公募は考えていない。	市議会議員、民生委員協議会、社会福祉協議会長、老人クラブ連合会会長、利用者代表等	高齢福祉課
南丹市高齢者虐待防止ネットワーク会議	家庭内等における高齢者虐待の防止に向けて、関係機関の連携を図り、早期発見や未然防止対策等について協議します。	14人 〔15人以内〕	専門性を有するため公募は行わない。	引き続き専門性を有する者での組織化が必要である。	保健、医療及び福祉関係者、介護保険事業関係者等	高齢福祉課
南丹市老人ホーム入所判定委員会	老人福祉法第11条に規定する措置の要否判定を行います。	7人 〔9人以内〕	専門性を有するため公募は行わない。	引き続き専門性を有する者での組織化が必要である。	医師、養護老人ホーム施設、特別養護老人ホーム施設、社会福祉協議会、民生児童委員協議会、地域包括支援センター等	高齢福祉課

名称	概要	全体委員数 〔条例〕	公募を導入していない理由	受益者等当事者を公募 することの是非	選任方法	担当課
南丹市高齢者福祉計画・介護保険事業 計画策定委員会	高齢社会の課題に対処し、連携のとれた保健・福祉サービスの提供体制の確立を図ること及び介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画を定めます。	14人 〔20人以内〕	専門的な方、事業所や医療・福祉関係団体等、参加いただきたい関係機関に推薦依頼し、選出いただいているため。	受益者＝65歳以上高齢者となるが、市民として、現状では団体の代表に参加していただいているので、公募は考えていない。	保健、医療及び福祉関係者、介護保険事業関係者、学識経験者等	高齢福祉課
南丹市立障害者支援施設運営委員会	障がいのため就業が困難な方等に対し、生活指導及び作業指導等必要な指導訓練を行い、障害者の自立更生と福祉の向上を図る施設を設置し、その施設の円滑な運営を図るため運営委員会を設置します。	15人 〔24人以内〕	専門的な方、保護者会代表者等、参加いただきたい関係機関に推薦依頼し、選出いただいているため。	受益者等当事者は施設通所者となるが、その保護者会から代表者を選任いただいていることから、公募は考えていない。	学識経験者、市議会議員、保健福祉関係者、障害福祉関係者、社会福祉関係者、事業利用者家族の会 等	社会福祉課
南丹市障害者介護給付費等支給認定審査会	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第15条の規定に基づき、支給認定審査会において、適切な障害者介護給付費等支給認定審査を行います。	10人 〔15人以内〕	審議内容が個人情報であり、有資格者等専門的な委員での審議をしているため。	専門知識を有する団体から選出いただいております。公募は考えていません。	障がいのある方の実情に通じた者のうちから障害保健福祉の学識経験を有し、中立かつ公正な立場で審査が行える者	社会福祉課
南丹市地域自立支援協議会	障がいのある方の相談支援事業など地域の障害福祉のシステムづくりに関し、中核的な役割を果たし、障害福祉サービスの提供体制の確保及び関係機関によるネットワークの構築等に向けた協議を行います。	18人 〔20人以内〕	専門的な方、当事者団体代表者等、参加いただきたい関係機関に推薦依頼し、選出いただいているため。	受益者＝市民として、現状で団体の代表を委嘱し、受益者等当事者は参画してもらっている。公募は考えていない。	学識経験者、保健福祉関係者、障害福祉関係者 等	社会福祉課
南丹市子育て発達支援センター運営委員会	障がいのある児童や発達支援の必要が認められる児童に対する必要な指導、訓練及び相談を行う南丹市子育て発達支援センターの円滑な運営を図ります。	15人 〔15人以内〕	専門的な方、保護者会代表者等、参加いただきたい関係機関に推薦依頼し、選出いただいているため。	受益者等当事者は施設通所者となるが、その保護者会から代表者を選任いただいていることから、公募は考えていない。	学識経験者、市議会議員、保健福祉関係者、障害福祉関係者、社会福祉関係者、事業利用者家族の会、保育所・幼稚園・学校関係者 等	社会福祉課
南丹市健康増進・食育推進計画策定委員会	市民の健康増進と食育推進を一体的に推進するために取り組みに関する計画策定について、検討頂くことを目的に開催します。	15人 〔15人以内〕	専門的な方、医療関係・市内の関係団体等、参加いただきたい関係機関に選出いただくため。	公募の採用を検討したが、専門知識を有する団体・個人を選任ため、公募は行わない。 ※R3年度から市民公募を行っている審議会から専門性を有するなどの理由で公募を行う	学識経験者、医療関係者、市内の各種団体関係者、行政・教育関係者、その他市長が必要と認める者	保健医療課

名称	概要	全体委員数 〔条例〕	公募を導入していない理由	受益者等当事者を公募 することの是非	選任方法	担当課
南丹市上下水道事業審議会	上下水道事業の円滑な推進と健全な運営について審議します。	8人 〔会長、副会長 及び委員若干 人〕	委員を選任する際に専門知識を有する団体・個人を選しているため	専門知識を有する団体・個人を専任しており、公募は考えていない。	市議会議員若干人、団体役員 その他学識経験者	経営総務課・上水道課・ 下水道課
南丹市特別職報酬等審議会	市長、副市長及び教育委員会教育長の給料の額や、議会の議員報酬、非常勤の特別職の報酬の額等について審議します。	4人 〔10人以内〕	専門性を有する協議であるため、公募は行わない。	特別職等の報酬について審議するため、受益者等公募委員の考えには沿わない。	知識経験を有する者	人事課
南丹市防災会議	災害対策基本法第16条第6項の規定に基づき、南丹市地域防災計画を作成し、その実施を推進する。また、市の地域に係る防災に関する重要事項を審議します。	41人 〔45人以内〕	専門性を有する協議であるため、公募は行わない。	市民の安全・安心を確立するため、防災関係機関からの推薦により、委嘱している。	指定地方行政機関の職員、京都府の職員、警察官、南丹市職員、教育委員会、消防団関係者、指定公共機関又は指定地方公共機関の職員、自主防災組織を構成する者又は学識経験者	危機管理対策室
南丹市国民保護協議会	南丹市の区域に係る国民の保護のための措置に関し、広く住民の意見を求め、市の国民の保護のための措置に関する施策を総合的に推進します。	40人 〔40人以内〕	専門性を有する協議であるため、公募は行わない。	市民の安全・安心を確立するため、防災関係機関からの推薦により、委嘱している。	指定地方行政機関の職員、京都府の職員、警察官、南丹市職員、教育委員会、消防団関係者、指定公共機関又は指定地方公共機関の職員、自主防災組織を構成する者又は学識経験者	危機管理対策室
南丹市消防委員会	消防組織法(昭和22年法律第226号)第6条に規定する南丹市が責任を果たすべき消防に関し、必要な事項を調査審議し、市長の諮問に答え、又は建議します。	10人 〔10人以内〕	専門性を有する協議であるため、公募は行わない。	消防団員の幹部を委員として構成している。	消防団員、学識経験者	危機管理対策室
南丹市交通安全対策審議会	交通安全計画への答申など、交通安全に関する基本的事項を調査・審議します。	18人 〔20人以内〕	専門性を有する協議であるため、公募は行わない。	交通安全対策の受益者からなる各種団体から代表者を選出いただいている。	市議会議員、教育委員会委員、所轄の警察署員、市内教育機関の職員、各種団体の役員、消防団の代表者等	危機管理対策室

#### (4) 意見交換会、公聴会、説明会、出前講座

市長はじめ理事者や市職員が地域に出向き、まちづくりの方針や施策の方針を市民に伝えるとともに、市民の声を直接聞きます。

年度	名称	概要	実施予定時期	意見交換等の手法 申込み方法	担当課
令和5～7年度	出前講座	市民に、市政に関心を持っていただき、地域づくりに役立てていただくため、希望される地域に市職員が講師として出向き事業や施設等について説明します。	年中（各講座の開講日程は申込者との調整により決定します。）	市内在住・在勤・在学のおおむね10人以上の団体の集まりを基本とします。希望日の3週間前までに申込書を提出いただきます。詳細は秘書広報課（0771-68-0065）にお問い合わせください。	秘書広報課

## 説明会・出前講座

分野	No.	講座名	主な内容	担当課
総務	1	地域防災対策	南丹市地域防災計画と災害に対する日ごろの構え、災害時の行動などについて説明	危機管理対策室
	2	南丹市交通安全計画	南丹市交通安全計画について説明	
	3	公共施設の再編について	公共施設等総合管理計画、公共施設再配置計画について説明	総務課
	4	市税のあらまし	市税の概要と仕組みについて説明	税務課
地域振興	5	南丹市総合振興計画等	南丹市総合振興計画等の内容について説明	企画財政課
	6	南丹市の定住促進	南丹市が行う定住促進について説明	地域振興課
	7	南丹市の景観まちづくり	南丹市の優れた景観を守るための南丹市景観計画の説明とそれに係る届け出制度について説明	
	8	認可地縁団体制度のあらまし	認可地縁団体の設立から運営方法について説明	
	9	南丹市の公共交通の現状	JR複線化やバス交通について説明	
	10	市民協働のまちづくり	市民と行政の協働によるまちづくりについて説明	
	11	南丹市の地域情報化	高度情報通信基盤を活用した行政サービス、まちづくりなどについて説明	情報課
市民	12	南丹市環境基本計画	南丹市環境基本計画の内容について説明	市民課
	13	ごみの分別・排出方法とごみ処理の現状	ごみの分別・排出方法と目的及びその効果、また市のごみ処理方法・処理量などについて説明	
	14	医療制度のあらまし	国民健康保険や後期高齢者医療制度の内容について説明	
	15	人権感覚の豊かな社会を構築するために	南丹市人権教育・啓発推進計画に基づき、市が実施する人権啓発の取り組みや基本的な考え方などについて説明	人権政策課
	16	男女共同参画社会の実現に向けて	南丹市男女共同参画推進条例、南丹市男女共同参画行動計画に基づき、男女共同参画社会の実現に向けての市の取り組みなどについて説明	

福祉保健	17	南丹市の健康推進事業	生活習慣病予防（メタボリックシンドロームなどの生活習慣病とその予防）について説明	保健医療課
	18	南丹市の母子保健事業	子どもの発育・発達や育児、離乳食、予防接種について説明	
	19	南丹市の障がい者福祉	南丹市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画や障がい者福祉施策及び事業内容について説明	社会福祉課
	20	成年後見制度について	成年後見制度についての説明	福祉相談課
	21	南丹市の高齢者福祉	南丹市高齢者福祉計画・介護保険事業計画や高齢者福祉施策及び事業内容について説明	高齢福祉課
	22	南丹市の子育て支援	子育て支援施策及び事業内容について、南丹市子ども・子育て支援事業計画について、要保護児童対策の現状と児童虐待防止の啓発について	子育て支援課
農林商工	23	農業振興支援	農業振興に対する支援施策について説明	農業推進課
	24	林業施設の整備、林業振興対策	林業施設の整備及び林業振興に対する支援施策についての説明	農山村振興課
	25	南丹市の観光	南丹市における観光振興について説明	観光交流室
	26	南丹市の商工振興	南丹市の商工振興について説明	商工課
	27	消費生活相談	消費生活関連の説明	
土木建築	28	南丹市の都市計画	南丹市における都市計画の現状と今後について説明	都市計画課
	29	道路と河川の維持管理	南丹市における道路と河川の維持管理の現状について説明	道路河川課
	30	道路と河川事業	道路および河川事業について説明	
	31	南丹市の公営住宅	南丹市における公営住宅の現状について説明	営繕課
水道	32	南丹市の上水道	南丹市における上水道の現状と今後について説明	上水道課
	33	南丹市の下水道	南丹市における下水道の現状と今後について説明	下水道課
教育	34	南丹市の幼稚園、小・中学教育	南丹市における幼稚園から小中学までの学校教育の現状について説明	学校教育課
	35	南丹市の歴史と文化	南丹市の歴史について説明	社会教育課

## (5) アンケート

年度	事業名	実施目的 (活用方法)	アンケートの調査方法・実施方法	実施予定時期	アンケートの対象者(人数)	結果の公開可否	担当課
令和5～7年度	市民意識調査	南丹市総合振興計画の進捗管理のため、市民が日頃感じていることや市民ニーズ等を把握し、その結果を今後の計画策定の基礎資料として活用する。	無作為抽出、調査票を郵送、回答はオンラインを併用	毎年度 9～11月頃	2,500人	可	企画財政課
R7	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	南丹市高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画の策定にあたり、市内高齢者などの生活実態や健康状態等を把握し、令和9年度から11年度までを計画期間とする計画策定の基礎資料として活用する。	要介護認定(要介護1～5)を受けていない65歳以上の高齢者及び要支援1・2の認定を受けている65歳以上の高齢者及び事業対象者より無作為抽出、郵送	3年に1回 9月～12月頃	3,000人	可	高齢福祉課
R7	在宅介護実態調査		在宅の要介護認定者(要介護1～5)より無作為抽出、郵送	3年に1回 9月～12月頃	900	可	高齢福祉課

## (6) 共同研究

大学等の学生の受け入れや、大学や企業との連携を積極的に推進し、学生の政策形成能力を養成するとともに、地域における協働を推進し専門的分野から地域課題の解決を促します。

年度	名称	概要	実施予定時期	調査結果を反映させる事業	担当課
令和5～7年度	南丹市内の高等教育機関ならびに連携協力包括協定締結大学との共同研究	明治国際医療大学、京都府立大学、佛教大学との連携を進めます。	随時	各課の事業に反映	地域振興課
令和5～7年度	インターンシップ実習生の受入	市役所における総合的就業体験を通じて学生の政策形成能力を養います。	有	学生の希望等に応じて決定	人事課

## (7) 市民との協定

市民と行政の協定により、新たなまちづくりの仕組みづくりや施策等の実施を積極的に進めます。

年度	名称	概要	提案募集の実施予定時期	対象者（地域）	担当課
令和5～7年度	景観協定	地域で特徴的な景観についての協定を地域住民等で結び、市が認定します。	随時	景観計画区域（美山管内）	地域振興課

## (8) その他の市民参加手続きの実施

その他市民の意見を市政に反映するための取組みを実施します。（例：陳情、ご意見箱など）

年度	名称	概要	実施予定時期	要望等の対応方法	担当課
令和5～7年度	子育て支援関係団体意見交流会	南丹市内に拠点を置いて活動されている子育て支援に関する団体や子育て支援拠点事業に関わりのある団体等が集い、各団体の活動に理解を深めると共に、市内の子育ての環境や課題について共有します。	毎年2月頃	課題を検証し、対応します。	子育て支援課
令和5～7年度	子育て広場での意見箱設置	子育て広場の利用しやすい運営を目指し意見箱を設置します。	年間 4月1日～3月31日	課題を検証し、対応します。	子育て支援課
令和5～7年度	南丹市政へのご意見箱	ホームページ及び本庁と各支所の窓口「南丹市政へのご意見箱」を開設・設置し、意見や提言等を募集します。	随時	投稿された方が匿名、連絡先無記入などの場合を除き、できる限り個別に回答します。 また、寄せられたご意見・ご提言の中から、より多くの市民の皆さんと情報共有すべきと思われるものについては、ホームページ上の「南丹市政へのご意見箱」に随時掲載します。ただし、内容によっては回答及び公開を控えさせて頂く場合もあります。	秘書広報課

# 第3章 協働

市民と行政がそれぞれの役割を自覚し、対等かつ自由な立場で互いを尊重し、役割分担及び補完しあいながら公共的課題の解決に当たることです。

## Partnership

市民のみなさんの価値観やライフスタイルの多様化に伴い、市民のまちづくりに対するニーズもますます高度化・多様化しており、行政が現在のシステムでこれら全てに答えていくことは困難な状況となっています。だれもが安全安心で快適に暮らせる魅力あるまちを実現するためには、行政主導型のまちづくりではなく、市民や企業、行政がともに自分たちの役割を理解し合い、それぞれの弱みを、それぞれの強みで補いながら、さまざまなニーズに対応する必要がある、それを実現する仕組みが「市民協働」です。

普段の生活で意識せずに行っていることも多く、今後もそれぞれができることを取り組むことで、まちが元気になる仕組みづくりを進めます。

### 1. 協働の形態

公共の課題の解決のため、委託、支援等の協働における多様な形態のうち、適切かつ効果的であると認められるものを実施するよう努めるものとします。

- (1) 事業の委託
- (2) 協働（共催）
- (3) 協働（事業協力）
- (4) 協働（支援・補助）

## (1) 事業の委託

市が実施責任を負う事業を民間の団体などに実施いただくものです。その事業が効果的に実施できるよう内容によって地域や市民団体等へ委託します。  
(現在実施している、若しくは今後実施予定の委託事業)

年度	事業名	事業の概要	事業を委託する団体の条件など	実施予定時期	担当課
令和5～7年度	南丹市交通指導員会 運営事業	市の有償ボランティアである交通指導員に委嘱された市民が、通学時の交通指導にあたります。	交通安全活動に対する意欲知識のある市民	3月	危機管理対策室
令和5～7年度	ものづくりのまち推進業務	さまざまな分野で活躍する個々の工芸家が相互交流し、連携することにより魅力を引出し、情報発信をすることのできる体制をつくります。	伝統工芸や工業製品の振興を支援し新たな特産品をつくることのできる団体	4月	地域振興課
令和5～7年度	南丹市国際交流推進事業	市民レベルでの国際交流を活性化させ、外国人住民が安心して暮らせる多文化共生社会の実現を推進します。	外国文化との交流を推進するノウハウを持つ団体	4月	地域振興課
令和5～7年度	まちづくりデザインセンター業務委託	まちづくり活動を推進するため、その拠点として「南丹市まちづくりデザインセンター」を設置し、市民活動を推進します。	まちづくりデザインセンターの業務を担えるNPO法人	4月	地域振興課
令和5～7年度	学生交流プロジェクト	地域・大学・学生が直接つながる機会を提供し、地域での大学や学生との連携を促進します。	学生と地域の交流を促し、企画の立案まで導くプログラムの調整ができる団体	4月	地域振興課

年度	事業名	事業の概要	事業を委託する団体の条件など	実施予定時期	担当課
令和5～7年度	ひとり親家庭生活支援事業	ひとり親家庭への育児や健康、必要な手続き等について講習会等を開催し、支援と対象者の情報交換の場とします。	ひとり親家庭と日常つながりのある団体	通年	子育て支援課
令和5～7年度	子育てつどいの広場開設運営業務	親子の交流や相談に応じる地域子育て支援拠点事業を民間委託により実施します。	子育て支援に関わるNPO法人	通年	子育て支援課
令和5～7年度	利用者支援事業	子育て家庭のニーズに合わせ、幼稚園・保育所の施設や地域の子育て支援などから必要な支援を選択して利用できるよう、情報提供、相談・援助を行うとともに、関係機関との連絡調整を行います。	子育てすこやかセンター内 子育て支援に関わるNPO法人	通年	子育て支援課
令和5～7年度	産前・産後サポート事業	妊娠届出時に申し込みを受け付け、マタニティ訪問を行い、妊産婦やその家族が抱える妊娠・出産や子育てに関する悩みについて、保健師や助産師、看護師等の専門家、子育て経験者及びシニア世代等による相談支援を行います。また、支援が必要な家庭に訪問支援サービスを行うことにより、家事支援、育児支援を行います。	子育て支援に関わるNPO法人	通年	子育て支援課 保健医療課
令和5～7年度	京都府管理河川環境整備作業委託	南丹市内の府管理河川（一級河川及び二級河川）の環境維持の作業を行います。	自治会を母体とする団体等	5月	道路河川課

## (2) 協働（共催）

市民と市が共に主催者（事業主体）となって事業を実施するもので、南丹市が参画する実行委員会等の組織で事業を実施するものです。  
（現時点での共催事業及び今後実施予定の共催事業）

年度	事業名	事業の概要	共催する相手	実施予定時期	担当課
令和5～7年度	男女共同参画事業『キラリなたん』	男女共同参画の視点で市民対象の啓発事業を実施します。	南丹市女性ネットワーク会議	男女共同参画週間（6月）	人権政策課
令和5～7年度	人権講演会やフォーラム	人権に関する市民啓発事業を実施します。	南丹市人権教育・啓発推進協議会	人権強調月間（8月）人権講演会 人権週間（12月）人権フォーラム	人権政策課

### (3) 協働（事業協力）

市民と市が相互の役割を定め、協力して事業を実施するものです。  
 （現時点での事業協力及び今後実施予定の事業協力）

年度	事業名	事業の概要	役割分担など	実施予定時期	担当課
令和5～7年度	交通安全活動	南丹船井交通安全協会南丹支部とともに、啓発活動を実施します。	市民 運営委員は各活動を自ら実施  行政 事務局として庶務を行うほか、各活動に参加	通年	危機管理対策室
令和5～7年度	南丹市子育てすこやかセンター事業	主に保育所や幼稚園に在籍するまでの親子の居場所と相談の場を提供します。お話しなどの行事についてボランティア団体の協力を得て開催します。	市民 ボランティア団体が内容を企画し実施  行政 子育てすこやかセンターが行事枠を確保	通年	子育て支援課
令和5～7年度	障害者相談員設置事業	地域の実情に精通した市民を相談員として、障がいのある方や家族の目線に立った相談支援を行い、行政や専門機関とのパイプ役として活動していただきます。	市民 身近な地域で障がいのある方からの相談対応、旧町単位で月1回のなんでも相談日の開催など  行政 相談員が受けた相談のうち専門的支援が必要な場合の対応、活動内容の周知、相談員への研修、謝礼・保険料の支出など	旧町単位で月1回のなんでも相談日を開催する	社会福祉課
令和5～7年度	ふるさと道路・河川愛護活動	京都府が管理する生活に密着した道路や河川を市民のみなさまと一緒に、大切に維持保全することで、その安全性や郷土愛を高め、美しい魅力あふれるまちの実現と公共施設としてのマナー向上に取り組みます。	市民 ごみ拾い、除草、花の植栽、樹木の選定、不備や危険箇所の情報提供  行政 不備や危険を解消するための維持修繕	通年	道路河川課
令和5～7年度	なんたん健幸ポイント	健幸ポイント事業は、専用の活動量計（またはスマホの専用アプリ）を持ち歩き、定期的に健幸ステーションで体重や脂肪や筋肉の量を測ることで、自分のからだの事や活動の状況を「見える化」します。	市民（参加者） 事業を通じて主体的に健康づくりに取り組む  企業・事業者 賞品等の提供により参加者の健康づくりを支援  行政 事務局として市民の健康を推進	4月に参加者を募集する。年度末まで事業を実施。	保健医療課

#### (4) 協働（支援・補助）

市民が自発的・自主的に行う公共的な事業に対し、市が財政的支援や物的支援などを行うものです。

財政的支援 このほかにもさまざまな団体による支援情報などがありますので、担当課にお気軽にお問い合わせください。

年度	事業名	事業の概要	支援・補助の内容	申請方法など	実施予定時期	連絡先	担当課
令和5～7年度	南丹市まちづくり活動交付金	市民団体等が提案する公共性及び公益性の高い新たなまちづくり活動に要する経費を補助します。	1年目 上限20万円・3/4 2年目 上限15万円・2/3 3年目 上限10万円・1/2	申請書をご提出ください。	4月1日～6月30日	0771-68-0019	地域振興課
令和5～7年度	南丹市学校提案型まちづくり活動交付金	京都府下の大学・大学院・短期大学・専修学校が提案する公共性及び公益性の高い新たなまちづくり活動に要する経費を補助します。	上限20万円 補助率 10/10	申請書をご提出ください。	4月1日～6月30日	0771-68-0019	地域振興課
令和5～7年度	南丹市学生提案型まちづくり活動交付金	学生団体が、地域団体と連携・協働して南丹市内で実施する地域貢献活動に要する経費を補助します。 ※学生団体：高等学校、大学、大学院、専門職大学、短期大学、専門職短期大学、高等専門学校、専修学校に所属する学生により構成された団体	上限10万円	申請書をご提出ください。	4月1日～6月30日	0771-68-0019	地域振興課
令和5～7年度	空き家掘り起こし事業	区などが空き家の所有者などに空き家バンクへの登録を働きかけることにより、その所有者などが登録に同意され、空き家バンクに新規登録された場合に報奨金を支給します。また、その空き家が新規活用された場合、上乗せして報奨金を支給します。	空き家バンク登録 1物件につき3万円支給 空き家新規活用 1物件につき2万円を上乗せして支給	まずはお問い合わせください。	随時募集	0771-68-0019	地域振興課
令和5～7年度	空き家掃除お助け事業	空き家バンクに登録された空き家や新規活用が見込まれる空き家について、区などがその所有者などの同意を得た上で、地域ぐるみで家財道具の撤去作業などを行う場合、区などに対して、廃棄物処分費のうちバケツ代を補助します。	1物件につき20万円を上限に補助	まずはお問い合わせください。	随時募集	0771-68-0019	地域振興課
令和5～7年度	南丹市管理道路・河川等清掃補助金交付	市民により組織された清掃ボランティア団体が行う、市管理の道路・河川及び公園の清掃活動に必要な保険料掛金や草刈機の燃料代等の全部又は一部を支援します。	1実施団体2万5千円を上限に、清掃活動参加者1名当たり年額500円を基本とします。	当該補助金交付要綱によります。	随時募集	0771-68-0051	道路河川課

年度	事業名	事業の概要	支援・補助の内容	申請方法など	実施予定時期	連絡先	担当課
令和5～7年度	南丹市資源ごみ集団回収事業	家庭生活のなかから排出される資源ごみ（古布、新聞紙、雑誌、チラシ、ダンボール）の集団回収を自主的に実施する地域住民により構成された団体に対し、回収量に応じた報奨金を交付します。	$(5円〔kg当たり単価〕 - 業者買上単価〔kg当たり〕) \times 回収量(kg) = 報奨金$	5/31までに団体登録申請いただいた団体が対象となります。実施月ごとに、計量証明書、納品書など、業者の【買上単価】および【回収量】のわかる書類を添付し、交付申請ください。	毎年度実施	0771-68-0085	環境課
令和5～7年度	南丹市管理道路・河川等清掃補助金交付	市民により組織された清掃ボランティア団体が行う、市管理の道路・河川及び公園の清掃活動に必要な保険料掛金や草刈機の燃料代等の全部又は一部を支援します。	1実施団体2万5千円を上限に、清掃活動参加者1名当たり年額500円を基本とします。	当該補助金交付要綱によります。	随時募集	0771-68-0051	道路河川課
令和5～7年度	南丹船井交通安全協会南丹支部活動補助金	組織運営に対して、定額補助を行います。南丹船井交通安全協会南丹支部と連携する啓発活動により交通死亡事故の減少を図ります。	300千円/年	申請団体は南丹船井交通安全協会南丹支部に限ります。	年度当初募集	0771-68-0021	危機管理対策室
令和5～7年度	南丹船井地域交通安全活動推進協議会活動補助金	組織運営に対して、定額補助を行います。南丹船井地域交通安全活動推進協議会と連携する啓発活動により交通死亡事故の減少を図ります。	40千円/年	申請団体は南丹船井地域交通安全活動推進協議会に限ります。	年度当初募集	0771-68-0021	危機管理対策室
令和5～7年度	自主防災組織育成事業	地域の自主的な防災活動に対して補助します。	各団体の防災事業に対して補助を行います。	まずはお問い合わせください。	年度中募集 (年度内完了要)	0771-68-0021	危機管理対策室

モノ支援 このほかにも多くの備品が貸し出せる場合がありますので、担当課にお気軽にお問い合わせください。

年度	事業名	事業の概要	支援・補助の内容	申請方法など	実施予定時期	連絡先	担当課
令和5～7年度	まちづくり活動に必要な機材、備品、書籍の貸出、名刺作成	南丹市まちづくりデザインセンターに登録（登録料年間1,000円）した団体に無料または有料で貸し出します。	コピー機、輪転機、ラミネーター、FAX、プロジェクター、ビデオカメラ、デジタルカメラ、ボイスレコーダー、三脚、フロアマット、鬼の衣装、ガチャガチャ機、書籍等の貸出、展示ブース、会議スペースの貸出、名刺作成	南丹市まちづくりデザインセンターにお申し込みください。	随時受付	0771-68-3555	まちづくりデザインセンター
令和5年度	ひとものカタログ	市内の各団体が貸し出せるひと・もの等の情報をとりまとめました。（令和5年度更新予定）	ひと・もの	カタログを参考ください。カタログは、地域振興課・まちづくりデザインセンターで配布しているほか、市HPにも掲載しています。	随時追加受付 随時カタログ配布	(市) 0771-68-0019 (センター) 0771-68-3555	地域振興課 まちづくりデザインセンター
令和5～7年度	積み木の貸出	ものづくりを通じて親子交流を図る体験講座で制作した積み木と市内NPOに制作を依頼した積み木を親子交流が図れるイベント等に貸し出します。	積み木及びマット等の貸出	随時申し込みを受付し、貸出簿に記載。申請用紙があります。	随時受付	0771-68-0017	子育て支援課

ヒト・ノウハウ支援 このほかにも多くの情報等を提供できる場合がありますので、担当課にお気軽にお問い合わせください。

年度	事業名	事業の概要	支援・補助の内容	申請方法など	実施予定時期	連絡先	担当課
令和5～7年度	食育推進事業	食の情報提供などを通して、広く市民に食育推進を図ります。	専門職(栄養士)の協力、レシピ等の教材を提供、貸し出します。	随時連絡	随時受付	0771-68-0016	保健医療課
令和5～7年度	集落の教科書づくりの推進	集落がI・Uターン者などを迎えるに当たって、地域独自の情報発信を行うツールとして、地域のルールや集落の基本的事項をまとめた冊子の作成を推奨します。	教科書づくりを支援し、空き家バンクとの連動や情報発信などを行います。	随時連絡	随時受付	0771-68-0019	地域振興課

# 第4章 仕組み

Structure

～協働をすすめる仕組みづくり～

協働を推進するうえでは、お互いが情報を共有し、理解し合い、どのようなまちにしたいかを一緒に話し合う場が必要です。行政が積極的に情報を発信し、市民との意見交換や交流の場を積極的にもち、ひと・もの・コトをつなぐ仕組みづくりを積極的に進めます。

## 1. 協働をすすめる仕組み

- (1) 情報を積極的に発信します。
- (2) 意見交換の場や交流の仕組みをつくります。
- (3) まちづくりデザインセンターを中心とした、ひと・もの・コトをつなぐ仕組みをつくります。

## (1) 情報の積極的な発信

行政には情報が集まりやすいという特性があり、個人情報等を除き、これらを積極的に市民に提供することは協働の推進にとって大変有意義です。さまざまな冊子やニュースなどをできる限り可視化し、市民に積極的な情報提供を図る仕組みをつくります。

年度	事業名	事業の概要	実施予定時期	連絡先	担当課
令和5～7年度	情報誌等閲覧促進事業	行政に送付される様々な情報誌などで、市民に有益な情報をまちづくりデザインセンターなどに集約し提供します。	随時	0771-68-0019	地域振興課
令和5～7年度	nancla（なんくら）ホームページ	定住促進情報を集約し発信しています。	通年	0771-68-0019	地域振興課
令和5～7年度	定住促進ガイドブック「なんくら」	定住促進を図るツールのひとつとして、南丹市や関係機関が実施する各種施策などの情報を掲載するガイドブックを作成します。	毎年度更新	0771-68-0019	地域振興課
令和5～7年度	障がい者福祉のあんない版	障がいのある方に関する制度をわかりやすく周知するための冊子を、窓口案内や相談業務に活用したり市のホームページに掲載しています。	毎年度更新	0771-68-0007	社会福祉課
令和5～7年度	当事者団体加入のすすめ	同じ悩みを持つ人同志がわかちあい学びあい支えあうことで、日々の暮らしを充実させるため、当事者団体への加入をすすめる冊子を、窓口案内や相談業務に活用したり市のホームページに掲載しています。	毎年度更新	0771-68-0007	社会福祉課

## (2) 意見交換の場や交流の仕組み

協働を推進するうえではお互いを信頼しあい、対等な立場でアイデアなどが出し合える環境が必要です。まちづくりについて気軽に交流できる場づくりを行います。

年度	事業名	事業の概要	実施予定時期	連絡先	担当課
令和5～7年度	市民活動団体交流事業	市内で活動するNPO法人や市民団体、企業など、まちづくりに関わる様々な主体が集まり、ワークショップ形式で意見交換を行います。	1回程度	(市) 0771-68-0019 (センター) 0771-68-3555	地域振興課 まちづくりデザインセンター

### (3) ひと・もの・コトをつなぐ仕組み

市民活動においては、行政からの情報だけでなく、団体同士、団体に必要なものやコトなどをつなぐための中間支援的役割が必要です。南丹市まちづくりデザインセンターが中心となり、それらのコーディネートや資金面でのアドバイスを行います。

年度	事業名	事業の概要	実施予定時期	連絡先	担当
令和5～7年度	相談・紹介事業	まちづくりデザインセンターのコーディネートにより、様々な団体やひと・もの・コトをつなぎ、より効果的で多面的な事業を推進します。	随時 ※開館時間 水・木・金 10時～18時 土 10時～12時	(市) 0771-68-0019 (センター) 0771-68-3555	地域振興課 まちづくりデザインセンター
令和5～7年度	情報収集及び発信事業	まちづくりデザインセンターにより、さまざまな市民活動の情報及び市民活動に役立つ情報を収集し、ホームページやSNS、メール便、配架、掲示、ポスティングなどで市民に共有します。	随時	(市) 0771-68-0019 (センター) 0771-68-3555	地域振興課 まちづくりデザインセンター